

## 届出制度の概要

大規模な建築物や工作物の建設を行うときには、届出が必要です。

大規模な建築物や工作物、開発行為などは、周辺景観に大きな影響を与えます。このため、県では、一定の規模を超える建築物の新築や工作物の建設などの行為（大規模行為）について、青森県景観条例及び景観法に基づき、あらかじめ県に届け出をしていただくこととしています。

### 1. 届出対象区域

対象区域は、青森県景観計画区域は景観行政団体である市町村の区域を除いた区域です。景観行政団体の区域における行為は、それぞれの市町村に確認してください。

景観行政団体：（青森市、弘前市、八戸市、黒石市、むつ市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町、佐井村）

また、次の市町村の区域に係る行為については、青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成11年12月、青森県条例第54号）に基づき、各市町村に大規模行為届出制度に係る事務の権限を委譲していますので、直接お問い合わせください。

- 平成28年4月1日から：平川市
- 平成29年4月1日から：五所川原市、三沢市、（外ヶ浜町）、鱒ヶ沢町及び五戸町
- 平成30年4月1日から：今別町、深浦町及び野辺地町
- 令和2年4月1日から：十和田市
- 令和4年4月1日から：蓬田村

対象区域（21市町村）

